

茨木市立生涯学習センターきらめき一時保育実施要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、茨木市立生涯学習センターきらめきにおいて実施する講座又は事業（以下「講座等」という。）の開催時における幼児の一時的保育（以下「一時保育」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2 一時保育の対象者は、第3に規定する講座等の参加者が養育する1歳から小学校就学前までの幼児とする。ただし、当該幼児が次の各号のいずれかに該当するときは、一時保育の対象者としなない。

- (1) 感染症等の疾患があると認められたとき。
- (2) その他市長が不相当と認めたとき。

(対象となる講座等)

第3 一時保育の対象となる講座等は、次のとおりとする。

- (1) 生涯学習関係団体が主催する講座等
- (2) 茨木市又は茨木市教育員会が主催する講座等

(利用定員)

第4 一時保育の利用定員は、24人とする。

(利用日時等)

第5 一時保育を利用することができる日及び時間は、日曜日、月曜日及び水曜日から土曜日までの午前9時から午後9時30分までとする。ただし、12月28日から翌年1月4日までの期間は利用することができない。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めたときは、一時保育の利用日時を変更することができる。

(利用の申込み)

第6 一時保育を利用しようとする者は、講座等の開催日7日（休所日を除く。）前までに、一時保育利用申込書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(利用の決定)

第7 市長は、第6の規定による申込みがあったときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて利用の決定をするものとする。

(変更等の届出)

第8 第7の規定による利用の決定を受けた者は、申込内容に変更が生じたときは利用する日の3日（休所日を除く。）前までに、一時保育の利用を辞退しようとするときは速やかに一時保育利用（変更・辞退）申込書（様式第2号）を市長に提出しな

けばならない。

(実費徴収金)

第9 市長は、一時保育の利用の決定を受けた者から、実費として一時保育に要する費用を一時保育利用時に徴収する。

2 前項の実費徴収金は、講座等の開催設定時間によるものとし、最初の1時間が100円、以後30分ごとに50円を加算した額とする。

3 既納の実費徴収金は、還付しない。ただし、利用者の責めによらない理由により一時保育を利用することができなくなったときは、その全部又は一部を還付することができる。

(一時保育に従事する者等)

第10 一時保育に従事する者は、保育士及び茨木市講座等における出前型一時保育事業実施要綱(平成21年10月1日実施)第12第3項の規定により派遣される託児担当員とする。

(指示)

第11 市長は、一時保育の利用者に対し、必要な指示をすることができる。

(利用の取消し等)

第12 市長は、一時保育の利用の決定を受けようとする者あるいは受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の決定をせず、若しくは取り消し、又は利用を中止させることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な行為により利用の決定を受け、又は受けようとしたとき。

(3) 一時保育の利用について、市長の指示に従わなかったとき。

(4) その他市長が不相当と認めたとき。

(その他)

第13 この要綱に定めるもののほか、一時保育の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年7月29日から実施し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市立生涯学習センターきらめき一時保育実施要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和2年9月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市立生涯学習センターきらめき一時保育実施要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

一時保育利用申込書

年 月 日

(申込先) 茨木市長

| | | | |
|-------|--|------|--|
| 申 込 者 | | | |
| 団体名 | | | |
| 責任者 | | 電話番号 | |
| 提出者 | | 電話番号 | |

次のとおり、利用の申込みをします。

| | | | |
|-------------|---|-------|--------------|
| 利用年月日 | 年 月 日 (曜日) | | |
| 講座名 利用目的 | | | 利用施設 (室名) |
| 時間区分 | 午前(9:00~正午) 午後A(12:30~15:00) 午後B(15:30~18:00) 夜間(18:30~21:30) | | |
| 利用時間 | 午前 午後 | 時 分から | 午前 午後 |
| | | | 時 分まで |

保育幼児名簿（1歳から小学校就学前まで）

| | 幼児氏名 (ひらがな) | 歳・か月 | 体温 (当日記入) | 保護者氏名 (ひらがな) | 備考 |
|------|----------------|------|--------------|-----------------|----|
| 1 | | ・ | | | |
| 2 | | ・ | | | |
| 3 | | ・ | | | |
| 4 | | ・ | | | |
| 5 | | ・ | | | |
| 6 | | ・ | | | |
| 7 | | ・ | | | |
| 8 | | ・ | | | |
| 9 | | ・ | | | |
| 10 | | ・ | | | |
| 合計人数 | | | | | 人 |

| | | |
|-----|---|--|
| 受付者 | / | |
|-----|---|--|

備考

- 対象児は、1歳から小学校就学前までです。
- 申込みについては、利用日の7日前の午後5時まで受け付けます。
※休所日（火曜日）・臨時休所日・年末年始休所期間（12/28～翌年1/4）を除いた7日前までです。
- 変更又は辞退するときは、「一時保育利用（変更・辞退）申込書」の提出が必要です。なお、予約の変更は3日（休所日を除く。）前までにお願いします。（人数の追加及び時間の延長はできません。）
- 利用を辞退するときは、速やかに生涯学習センターきらめきの事務所までご連絡ください。

一時保育利用（変更・辞退）申込書

年 月 日

（申込先）茨木市長

| | | | |
|-------|--|------|--|
| 申 込 者 | | | |
| 団体名 | | | |
| 責任者 | | 電話番号 | |
| 提出者 | | 電話番号 | |

次のとおり、利用（変更・辞退）の申込みをします。

| | | | |
|-------------|---|--------------|----------|
| 利用年月日 | 年 月 日 （ 曜日 ） | | |
| 講座名 利用目的 | | 利用施設 （室名） | |
| 時間区分 | 午前（9：00～正午） 午後A（12：30～15：00） 午後B（15：30～18：00） 夜間（18：30～21：30） | | |
| 利用時間 | 午前 午後 | 時 分から | 午前 午後 |
| | | | 時 分まで |

保育幼児名簿（1歳から小学校就学前まで）

| | 幼児氏名 （ひらがな） | 歳・か月 | 体温 （当日記入） | 保護者氏名 （ひらがな） | （変更・辞退）理由 |
|------|----------------|------|--------------|-----------------|-----------|
| 1 | | ・ | | | |
| 2 | | ・ | | | |
| 3 | | ・ | | | |
| 4 | | ・ | | | |
| 5 | | ・ | | | |
| 6 | | ・ | | | |
| 7 | | ・ | | | |
| 8 | | ・ | | | |
| 9 | | ・ | | | |
| 10 | | ・ | | | |
| 合計人数 | | | | | 人 |

| | | |
|----|---|--|
| 受付 | / | |
|----|---|--|

備考

- 1 予約の変更は3日（休所日を除く。）前までをお願いします。（人数の追加及び時間の延長はできません。）
- 2 利用を辞退するときは、速やかに生涯学習センターきらめきの事務所までご連絡ください。